

平成 24 年 7 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社メディビックグループ
 代表者名 代表取締役社長 橋本 康弘
 (コード番号 2369 : 東証マザーズ)
 問合せ先 執行役員管理本部長 門井 豊
 (Tel: 03-3222-0132)

**行使価額修正条項付き第 5 回新株予約権（第三者割当）の発行及び
 コミットメント条項付買取契約締結に関するお知らせ**

当社は、平成 24 年 7 月 27 日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付き第 5 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行、及び金融商品取引法による届出の効力発生後にコミットメント条項付買取契約を締結することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

【新株予約権発行に係る募集の場合】

(1) 割 当 日	平成 24 年 8 月 13 日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	50,000 個（本新株予約権 1 個につき 100 株）
(3) 発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 100 円（総額 5,000,000 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：5,000,000 株 なお、行使価額の修正にかかわらず、潜在株式数は 5,000,000 株で一定です。行使価額につきましては下記(6)をご参照下さい。 但し、当社が時価以下で株式を発行する場合等、発行要項の定めに従い行使価額が調整される場合、潜在株式数も調整されます。
(5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	370,050,000 円（差引手取概算額） 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される価額（当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合）を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。 行使価額が修正されて当初行使価額より上昇又は下落した場合には、資金調達額は増加又は減少します。但し、本新株予約権の行使により、当社が総額 500,000,000 円を受領した場合、本新株予約権者は、本新株予約権を取得し、買取り又は行使するいかなる義務も負わず、当社は残存する本新株予約権を払込金額と同額で取得します。又、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、資金調達額は減少します。
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初本新株予約権行使価額（決議日株価の 100%）78 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額（1 円未満切上げ）に修正されます。上限及び下限行使価額は設定しておりません。但し、行使の条件として、当該直前取引日の当社普通株式の終値が 55 円を下回る場合には本新株予約権の行使はできないこととしているため、55 円の 90%に相当する金額（1 円未満切上げ）である 50 円が行使価額の下限となります。当社

	が時価以下で株式を発行する場合等、発行要項の定めに従い行使価額が調整される場合、当該価額も調整されます。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、マッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てます。
(8) その他	当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付買取契約を締結する予定です。当該買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められ、本新株予約権を譲渡した場合、マッコーリー・バンク・リミテッドは当該買取契約及び本新株予約権に基づく一切の債務から免責され、マッコーリー・バンク・リミテッドからの譲受人がコミットメント条項及び制限超過行使にかかる義務を含む当該買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継するものとなる予定です。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、創業以来、個の医療すなわち『個人の体質に合った副作用のない医療の実現』に向けて、創薬支援事業（バイオマーカー創薬支援事業）を進めています。本事業では、検体バンキングを柱とした遺伝子解析なども行っております。さらに本事業で培ってきた技術を活用し、個人向けに遺伝子検査などを提供する健康管理支援事業をはじめ、『個人の薬剤に対する有効性や副作用リスク』などを推測する検査の提供を展開し、事業拡大を図っているところです（テラーメイド健康管理支援事業）。

しかしながら、当社グループの財政状況といたしましては、バイオマーカー創薬支援事業がセグメント単位としては安定的に利益を確保できる体制が構築できつつあるなか、育成事業であるテラーメイド健康管理支援事業では収益向上には依然として至っておりません。直近期（平成23年12月期）における当社グループの当期純損失は184百万円、営業キャッシュ・フロー△134百万円と上場以来赤字の計上となっており、グループ全体として財務基盤の安定化を図ることは恒常的な課題となっております。

こうした状況を改善するため当社グループは、既存事業のうち収益が安定し、他の商品、サービスと比べ今後も高い成長率が見込める検体バンキングサービスにおいて、当社技術の専門性、独自性を生かしつつ、新規の需要を取り込む手段を積極的に進めることにより安定的な利益の確保を図ってまいります。当社既存の検体バンキング施設は、立ち上げ当初から数年の時間をかけ、品質管理の国際基準を満たす運用を構築することで、高い品質管理及び品質保証を実現した施設に仕上がっております。当社の保管検体数は、臨床研究、遺伝子に関する行政通達、指針、ガイドラインなどの制度整備を背景に、製薬会社によるPGx試験への取り組みが活発化したことで、その試験の数、規模の拡大とともに、ここ数年は増加傾向にあります。又、近年では、アカデミックにおける国策としての大規模なバイオバンクの立ち上げ構想や、再生医療研究の発展等によって血液検体のみならず、多様な幹細胞の保管ニーズが高まってきております。このような背景から当社は、今後も引き続き既存の検体バンキングサービスをより拡大させるとともに、従来保管していた遺伝子や血液と同様に、幹細胞などの細胞保管の需要にお応えすべく、新たなニーズ（新規顧客）の取り込みを行う所存です。

但し、今後幹細胞を含めた総合検体バンキングサービスを順調に拡大させるためには、いくつかの問題点を克服する必要があります。

問題点① 既存の保管設備は、10年ほど前に購入設置されたものであり、保管容量や電気使用量、さらには機械的トラブルの発生などが見られるようになり、いくつかのフリーザーの買い替えが必要になります。又、今後想定される検体数の増加に対応するため、新たにフリーザー等の増設、細胞保管に効率の良い特殊フリーザーの購入の必要があります。

問題点② 特に幹細胞は、多くのケースで一度体内から取り出した細胞を培養した後、体内に再度戻すという取扱いがなされ、体内より取り出した細胞は目的細胞に調整する必要があるため、細胞バンキングの前処理のための細胞調整技術のノウハウの習得、それを行う施設や設備等が必要になります。

問題点③ 保管した幹細胞は、いくつかの処理を施した後、確実かつ安全に持ち主に再提供する必要があります。その際に最も重要となるのが、細胞の品質及び個人情報の管理となります。当社では既

に検体保管管理システムを自社で開発しており、品質管理、品質保証を行い、PGx 事業で製薬企業等に提供している実績があります。今後個人向けの幹細胞バンキングサービスを展開するにあたっては、本品質管理システムを活用する一方、さらに改良を施す必要があります。又、コンシューマー対応等のサービスを充実するための人員の補充が必要となります。

問題点④ 新規顧客獲得には、細胞に関する専門性の高い営業体制構築、医療機器等の関連新規商材の取り扱いが必要となります。個人向け幹細胞バンキング、遺伝子検査や医療機器販売に向け、既存顧客である調剤薬局、クリニックとの強力なリレーションを図る必要があります。

今般、これらの問題点を解決すべく、後述「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に示すとおり、調達した資金を保管設備の拡充から順次充当していくことで、将来的には、臍帯血バンクに見られるような個人向け幹細胞バンキングを含めた、総合検体バンキングサービスを事業の柱としていく所存です。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がマッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当予定先」といいます。）に対し、行使価額修正条項付き新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みになっております。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含むコミットメント条項付買取契約を締結いたします。

・行使指示条項

当該契約に基づき、割当予定先に割り当てた本新株予約権については、割当予定先自らの判断で行使が行われるとともに、当社は、本新株予約権の行使期間（平成24年8月14日から平成26年8月13日までの期間）の始期からその満了日の20取引日前の日（当日を除く。）までの期間中、一定の制限の範囲内で当社の判断に基づき、当社が指定する数の本新株予約権を行使するよう割当予定先に対して指図を行うことができます。かかる指図は、指定された数の本新株予約権を当該指図が効力を生じた日から、10取引日以内に行使する（以下「通常行使」といいます。）か、翌取引日1日で行使する（以下「特別行使」といいます。）かのいずれかを選択して行い、割当予定先は、かかる指図を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を当該指図が効力を生じた日から10取引日以内又は翌1取引日のいずれかの期間（以下「行使義務期間」といいます。）中に行使することを確認します。なお、いずれかの時点で、通常行使に基づく行使義務期間又は特別行使に基づく行使義務期間のいずれか1つのみとその効力を生じるものとし、通常行使に基づく行使義務期間と特別行使に基づく行使義務期間が同時に存在することはできません。但し、以下に該当する場合、行使義務期間が延期され、それらが解消してから3取引日を経過するまでは割当予定先は本新株予約権の行使義務を負いません。

(i) 当社に未公表の重要事実等がある場合

(ii) 当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合

(iii) 政府、所轄官庁、規制当局（日本国外における同様の規制等当局を含む。）、裁判所又は金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合

(iv) 割当予定先等が関係法令及びそれを遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合

(v) 当該行使指示に従い本新株予約権が行使される結果割当予定先及び非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第26条第1項第2号から第4号に掲げるものに限り。）で割当予定先と特別の関係にあるもの（外為法第26条第2項第3号、対内直接投資に関する政令第2条第4項に定めるものを意味します。以下「割当予定先関係者」といいます。）の所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の10%以上となる場合

(vi) 当該行使指示に従い本新株予約権が行使される結果割当予定先が所有している当社の株式に係る議決権の当社の総議決権数の5%を超える場合

(vii) 当社が表明保証した事項が行使時点において真実でなく不正確となった場合

(viii) 通常行使の場合において、行使義務期間におけるいずれかの取引日において取引終了時における当該取引日の本株式の取引額（当該取引日の取引所における本株式の普通取引の終値株価と当該取引日

- における本株式の売買高株数を乗じて算定されます。) が20,000,000円を下回った場合
- (ix) 通常行使の場合において、当該行使義務期間におけるいずれかの取引日において取引終了時における当該取引日の本株式の終値が、55円（本発行要項第11項に規定する調整に服します。）を下回った場合

上記に定めるいずれかの事由の発生により割当予定先が本新株予約権の行使義務を負わない期間は、行使義務期間から除外され、行使義務期間は当該期間に属する取引分延長されるものとします。

・行使指示の条件等

当社は割当予定先に対し、本新株予約権につき、通常行使か特別行使のいずれかを指図することができます。一度に本新株予約権の行使を指図できる数には上限が定められています。一度に行使を指図することができる本新株予約権の数は、通常行使の場合、以下の(i)から(v)のうち、いずれか少ない数となります。

- (i) 当該指図に基づく本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該指図の直前の取引日を最終日とする 20 取引日又は 60 取引日の間の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の50%相当分となる数
- (ii) 本新株予約権が行使される結果割当予定先及び割当予定先関係者が所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の9.99%を超えないこととなる数
- (iii) 本新株予約権が行使される結果割当予定先が所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の5%を超えないこととなる数
- (iv) 後記「7. 割当予定先の選定理由等 (3)割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置」に記載された制限超過行使とならない最大数
- (v) 当該指図に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予約権の数を乗じた価額の合計金額が1千万円を超えないこととなる数

但し、特別行使の場合には、上記(i)及び(v)は以下のとおりと読み替えます。

- (i) 当該指図に基づく本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該指図の直前の取引日を最終日とする 10 取引日又は 60 取引日の間の取引所における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の5%相当分となる数
- (v) 当該指図に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予約権の数を乗じた価額の合計金額が500万円を超えないこととなる数

さらに、以下に該当する場合、当社はかかる指図を行うことはできません。

- (i) 当社に未公表の重要事実等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合
- (ii) 表明保証した事項が指図時点において真実でなく不正確となった場合
- (iii) 過去に行使された本新株予約権の行使価額の累計額と新たに行使される本新株予約権の行使価額の合計が上限金額5億円を超える場合
- (iv) 当社が発行要項第14項(1)又は(2)に基づく通知を発しているか、当社が発行要項第14項(2)に定める事由が発生している場合
- (v) 発行要項第14項(3)に基づく当社割当予定先からの通知を受領している場合
- (vi) 行使直前の3連続取引日の取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が55円以上ではない場合など

なお、当社は、上記の指図を行った場合、その都度公表いたします。

・優先交渉権に関する条項

当社は、割当予定先との間に締結する予定のコミットメント条項付買取契約に基づき、①本新株予約権の権利行使期間の満了日、②当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、③当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び④コミットメント条項付買取契約が解約された日、のいずれか先に到来する日から12ヶ月が経過する日までの間に、次の(i)乃至(iii)のいずれかの証券（権利）（以下、本項において「新株及び新株予約権等」といいます。）を当社が第三者に対し発

行しようとする場合（但し、①当社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券（権利）を発行する場合（当該事業会社が金融会社もしくは貸金業者でなく、又、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除く。）には、当社が当該第三者に対する新株及び新株予約権等の発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意する予定です。

（i）当社の株式の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）

（ii）当社の株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）

（iii）当社の株式又は当社の株式の交付を請求できる新株予約権

割当予定先が当該新株及び新株予約権等の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して同条件にて新株及び新株予約権等を発行いたします。

・エクイティ性証券の発行に関する条項

又、①当社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、又、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除き、本新株予約権が残存する間、当社は割当予定先の事前の書面による同意（かかる同意は不合理に留保されてはならないこととされております。）がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行することができない旨についても合意する予定です。

・解約条項等

その他、コミットメント条項付買取契約においては、不可抗力により契約の履行が困難となった場合、当社が表明保証した事実と誤りがあり又は当社が誓約や合意に違反した場合等、一定の条件のもとで、割当予定先による解約を可能とし、割当予定先がコミットメント条項付買取契約に定められた前提条件に合理的に満足せず、かつ、放棄もされない場合、当社の表明保証に誤りがあった場合、後発的事情で不正確になった場合、誓約・合意違反の場合、別紙発行要項第 14 項(2)、(3)又は(4)に定める事由が発生した場合、割当予定先の責によらない事由の発生により、割当予定先が取引の継続可能性につき合理的な懸念を抱くに至った場合（1 取引日の本株式の取引額（当該取引日の取引所における本株式の普通取引の終値と当該取引日における本株式の売買高株価と株数を乗じて算定されます。）が 5 取引日連続して 20,000,000 円を下回った場合を含むがこれに限られません。）、当社が、犯罪組織その他の反社会的勢力である、又は、反社会的勢力と関係を持っていると認められた場合には、当社に通知することにより本新株予約権の一部又は全部の取得を請求することができる旨、かかる請求を受けた場合、15 取引日以内に当社が本新株予約権 1 個当たり発行価額と同額で当該本新株予約権を取得するとともに、割当予定先に生じた損失を補償する旨を合意する予定です。なお前記のとおり、コミットメント条項付買取契約が解約された場合も、解約がなされた日から 12 ヶ月が経過するまでの間に当社が第三者に対し新株及び新株予約権等を発行しようとする場合は、当社は割当予定先に対して、事前にその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意する予定です。

又、別紙発行要項第 14 項(1)に記載のとおり、当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、当社はその行使水準を発行決議時株価の 150%以上と想定しております。なお、当社がコール・オプションを行使した場合でも、割当予定先は、当社取締役会が指定する本新株予約権の取得日の前日までは、本新株予約権を行使することができます。

一方、別紙発行要項第 14 項(3)に記載のとおり、本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 3 取引日連続して 55 円を下回った場合、又は 10 取引日連続して当社普通株式の 1 日当たりの取引所における平均売買出来高が、平成 24 年 7 月 27 日に先立つ 10 取引日間における発行会社株式の 1 日当たりの取引所における平均売買出来高の 50%を下回った場合には、割当予定先は、その選択により、当社に

対して本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権 1 個当たり 100 円の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

又、別紙発行要項第 14 項(4)に記載のとおり、当該発行要項のいかなる条項にかかわらず、本新株予約権行使の結果、当社が総額 5 億円を受領した場合、割当予定先は本新株予約権を取得し、買取り又は行使するいかなる義務も負わないこととなります。この場合、当社は、5 取引日以内に本新株予約権 1 個当たり 100 円の価額で割当予定先から残存する本新株予約権を取得することとなります。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社では、事業拡大のための資金確保を目的とし、間接金融・直接金融を含めた資金調達計画を検討いたしました。かかる検討において、当社は、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権の発行を行うことが最善であるという結論に至りました。

- (i) 新株予約権は、新株式発行による第三者割当増資と比べ一気に希薄化が進むことが抑制され、既存の株主様への影響が緩和されること
- (ii) 新株式発行による第三者割当増資を検討した結果、当社の財務状態（売上高減少や損失計上、無配）から、引受先が集まらない可能性が高いと判断したこと
- (iii) 行使価額修正条項付きの場合、行使価額が固定されている新株予約権に比べ、行使が平準的に行なわれ、資金の調達がより円滑に進むことが期待できること
- (iv) 新株予約権取得条項（割当後一定期間経過後であればいつでも当社の意向に基づき新株予約権を割当予定先から取得できるとの条件）を付すことで、より望ましい調達手段が見つかった場合に当該他の調達手段に切り替えることが可能であること
- (v) 金融機関からの借入のみで事業取得資金に充てる場合、金利及び手数料の負担による投資回収率の圧迫、借入返済のための金融機関との交渉の煩雑さ等の各種の制約が伴うというデメリットが想定されること
- (vi) 当社代表取締役橋本康弘とのコミットメントライン契約の実行につきましては、調達を要する資金の総額及び設備投資を含む使途の違い等から、比較的短期の運転資金としての手立てである当該コミットメントライン契約には適合していないと判断したこと

なお、今回の行使価額修正条項付き新株予約権の第三者割当による資金調達方法は、本新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は 5,000,000 株となり、発行済株式の総数である 21,154,200 株を分母とする希薄化率は 23.64%となる見込みです。このため、行使による現在及び将来における発行済株式総数の増加により、当社株主に対し 1 株当たりの利益の希薄化等の影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、上記のとおり、通常の新株予約権の発行に比べ、行使価額が修正されるため、株価が下落したとしても割当予定先にとっては行使しやすく、又、新株式の第三者割当と異なり、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっております。株価の動向等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、長期間に亘って継続的に発生するという当社グループの資金需要を満たしつつ、自己資本を増強することが可能であることから、下記「(3) 本スキームの特徴」に記載の【他の資金調達方法との比較】にも記載のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最良の選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(3) 本スキームの特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のような長所及び短所があります。

【長所】

- (i) 資金需要の発生時期及び金額に合わせて、当社が割当予定先に本新株予約権の行使の数と行使の時期を一定の条件と制限のもとで指定することができるため、機動的な資金調達が可能であり、かつ希薄化による株価への影響を相当程度抑えることができる。
- (ii) 本新株予約権の目的である当社普通株式数は、本新株予約権の発行要項第 11 項に基づく行使価額の調整が行われない限り、行使価額の修正にかかわらず 5,000,000 株で一定であり、希薄化率

は、発行済株式数を分母とした場合、最大でも 23.64%までに制限される。

- (iii) 一度に本新株予約権の行使を指図できる数には上限（①本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該行使指図が効力を生じる日の直前の取引日を最終日とする 20 取引日又は 60 取引日の間の取引所における当社普通株式の 1 日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の 50%相当分となる数、②本新株予約権が行使される結果割当予定先及び割当予定先関係者が所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の 9.99%を超えないこととなる数、③本新株予約権が行使された結果割当予定先が所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の 5%を超えないこととなる数、④後記 7. (3)に記載された制限超過行使とならない最大数、⑤当該指図に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予約権の数を乗じた価額の合計金額が 1 千万円を超えない数のうち、いずれか少ない数。通常行使の場合。特別行使の場合については上記（1）資金調達方法の概要・行使指示の条件等を参照。）があるため、株価に対する一時的な影響を抑えることができる。
- (iv) 株価が上昇し、有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オプションを行使することで、有利あるいは効果的な調達方法を選択し実行することができる。

【短所】

- (i) 株価の下落により行使価額が下方修正されれば、資金調達額が減少する。
- (ii) 割当予定先の基本方針として、長期間保有する意思を有しておらず、権利行使により取得された株式は、市場で売却されるため、市場株価の下落を招く可能性がある。
- (iii) 本新株予約権の発行後、1 取引日の本株式の取引額（当該取引日の取引所における本株式の普通取引の終値と当該取引日における本株式の売買高株価と株数を乗じて算定されます。）が 5 取引日連続して 20,000,000 円を下回った場合等、所定の条件に該当し、本買取人によりコミットメント条項付買取契約が解約された場合、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 3 取引日連続して 55 円を下回った場合、又は 10 取引日連続して当社普通株式の 1 日当たりの取引所における平均売買出来高が、平成 24 年 7 月 27 日に先立つ 10 取引日間における発行会社株式の 1 日当たりの取引所における平均売買出来高の 50%を下回った場合、割当予定先は当社に対して本新株予約権の発行価額と同額で本新株予約権を買取るよう請求する権利を有することになり、資金調達額が減少する。
- (iv) 当社株式の流動性が著しく減少する可能性もあるため、流動性が大幅に低下した場合、一度に権利行使を指示できる数が減少するため、一度に調達できる資金額が著しく減少する。
- (v) 当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移及び本新株予約権の行使についての当社の行使指示の条件等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

【他の資金調達方法との比較】

- (i) 公募、第三者割当による新株式発行は、一度に資金調達を可能とする反面、将来の 1 株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きい。又、株主割当による新株式発行は、株式の希薄化は防ぐことができるものの、必要資金を確保する面において不確実性が高い。
- (ii) 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件は多様化しているが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きい。
- (iii) 行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正型の新株予約権については、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指図することができず、又、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となる場合がある。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・本新株予約権にかかる調達資金	: 395,000,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	: 5,000,000 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	: 390,000,000 円
・発行諸費用概算額	: 24,950,000 円
・差引手取概算額	: 370,050,000 円

- (注) 1. 本新株予約権発行に係る発行諸費用は、価格算定費用 1,500,000 円（株式会社トリマラン・アカウンティング、所在地：東京都港区西新橋一丁目 23 番 3 号、代表取締役：細谷博司）、フィナンシャル・アドバイザー費用及び成功報酬として 19,250,000 円（株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー、所在地：東京都港区東麻布一丁目 7 番 7 号、代表者：小幡治）、その他弁護士費用、書類作成費用及び登記費用等で 4,200,000 円を予定しております。
2. 発行諸費用概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額 5,000,000 円に、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額 390,000,000 円を合算した金額から、本新株予約権に掛かる発行諸費用の概算を差し引いた金額を示しております。
4. 行使価額が修正されて当初行使価額より上昇又は下落した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される金額及び差引手取概算額は増加又は減少します。但し、発行要項第 14 項 (4) に記載のとおり、本新株予約権の行使により、当社が総額 500,000,000 円を受領した場合、本新株予約権者は、本新株予約権を取得し、買取り又は行使するいかなる義務も負わず、当社は残存する本新株予約権を払込金額と同額で取得します。又、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される金額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途		金 額 (百万円)	支出予定時期
①	検体バンキング設備の買い替え及び増設に係る設備投資資金	186	平成 24 年 8 月～ 平成 26 年 11 月
②	細胞バンキングの事業化に向けた細胞調整技術の習得及び人材育成費	69	平成 25 年 1 月～ 平成 26 年 12 月
③	検体保管管理システムのカスタマイズ費用	33	平成 24 年 12 月～ 平成 26 年 11 月
④	個人向け細胞バンキング、遺伝子検査や医療機器販売に向けた営業体制の強化のための人件費及び営業経費	58	平成 24 年 11 月～ 平成 25 年 10 月
⑤	医療機器販売の拡充に向けた仕入資金	22	平成 24 年 8 月～ 平成 25 年 3 月

- (注) 1. 本新株予約権の払込金額の総額および本新株予約権が行使された場合の調達資金につきましては、実際に支出するまでは、当社の銀行口座にて管理いたします。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、「4. 調達する資金の額 (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）」に記載のとおり 370,050,000 円です。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断による為、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込む事は困難であります。そのため、上表の支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額及び使途については、行使による財

産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。変更された場合は、適宜開示いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

今回調達する資金は、検体バンキング設備の買い替え及び増設に係る設備投資資金として186百万円、細胞バンキングの事業化に向けた細胞調整技術の習得及び人材育成費として69百万円、検体保管管理システムのカスタマイズ費用として33百万円、個人向け細胞バンキング、遺伝子検査や医療機器販売に向けた営業体制の強化のための人件費及び営業経費として58百万円、本年6月より開始した非接触型体温計のほか、新たに扱う商材などの医療機器販売の拡充に向けた仕入資金として22百万円を充当することを予定しております。これらは、当社グループにおける事業の拡大及び強化のために不可欠な資金であり、この資金を調達する事により、当社グループの収益向上に寄与するものであり、結果として当社の企業価値・株価が向上し、株主利益の向上をもたらすものと考えており、資金使途は合理的であると判断いたしました。なお、本新株予約権の権利行使による調達資金につきましては、新株予約権という性質上、現時点で支出予定を確定することは困難ではありますが、各事業の進捗状況などを勘案しながら、検体バンキング設備への設備投資を中心に調達資金を充当する予定です。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関（株式会社トリマラン・アカウンティング）に依頼しました。当該評価においては、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付されたコール・オプション及び行使指図権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について、当社及び割当予定先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。なお、当社に付されたコール・オプションは、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされております。当社は、株価が一定程度上昇した場合、コール・オプションを行使するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の150%以上となった場合もしくは、当社が総額5億円を受領した場合と設定しております。

又、割当予定先の行動については、割当予定先自らの判断により行使を行うものと想定しております。割当予定先の行使行動は、当社の流動性を鑑み日々売却可能と考えられる目安を基に権利行使をする予定です。評価上は、割当予定先の過去の同様な新株予約権における取り組みを分析した結果を基にした個数を目安としております。行使して得た株式の売却行動に関しては、当社の流動性を鑑み、行使して得た株式を日々売却していく前提を置いております。当該前提については、将来の売買出来高を客観的に算定する評価モデルが確立していないことに鑑みますと、現在の流動性が将来においても継続するという前提を採用することで不合理ではないと、当社及び割当予定先と検討を重ね判断しております。なお、将来の株価の推移によっては、全ての行使が終了しない可能性もあります。加えて、割当予定先には買取請求権が付されておりますが、割当予定先に当該権利行使の意図を確認したところ、当該権利は当社の信用事由に関する懸念が高まった時に行使するものと想定しているとの説明を受けております。しかしながら、当社は継続企業を前提として評価を依頼しているため、買取請求権の行使の可能性は評価に織り込んでおりません。

又、当初行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日（平成24年7月27日）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における普通取引の終値78円に決定いたしました。当初行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じております。なお、当初行使価額の当該直前取引日までの1か月間の終値平均91円に対する乖離率は▲14.3%、当該直前取引日までの3か月間の終値平均80円に対する乖離率は▲2.5%、当該直前取引日までの6か月間の終値平均67円に対する乖離率は16.4%、となっております。本新株予約権の当初行使価額の算定方法について、取締役会決議日の終値78円といたしましたのは、乖離率にみられるとおりこれら過去の特定期間における終値平均値にあつてはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されてい

ることから、必ずしも直近の当社株式の価値をより公正に反映しているとは判断し難いことから、当社の業績動向、当社の株価動向、具体的な使途、支出額、支出予定時期、本新株予約権の行使により発行される株式数及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、より公正妥当であると判断したことによるものであります。又、これにより算定した発行価額については、会社法第 238 条第 3 項第 2 号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、払込金額の適法性につきましては、本日開催の取締役会にて監査役 3 名全員（うち社外監査役 3 名）が、会社法上の職責に基づく監査として、特に有利発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見の基礎となる判断要素として、払込金額の算定にあたり第三者算定機関である株式会社トリマラン・アカウンティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であること、又、修正後の行使価額も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行についての払込金額の基準に準じ、新株予約権行使日の直前取引日の当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（1 円未満切り上げ）に修正されるので、本新株予約権の払込金額及び行使価額については適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成 24 年 7 月 27 日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の総数は 211,542 個（自己株式等はありません。）で、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式に係る議決権の数は 50,000 個（発行予定株式数は 5,000,000 株）であり、希薄化率は最大 23.64%となります。

結果として当社株式の 1 株当たりの株式価値が希薄化することとなりますが、検体バンキング設備、細胞調整技術の習得や人材育成、検体保管管理システムの改良、営業社員の増強及びその他附帯関連事項へ投資を行うことは、業績の拡大と企業価値の向上を実現するものと考えており、当該希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であり、本資金調達による長期的な株主価値は向上すると判断しております。

別紙発行要項第 14 項(1)に記載のとおり、本新株予約権には当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、当社はその行使水準を発行決議時株価の 150%以上と想定しております。株価が発行決議時と比較して著しく上昇した場合は、本コール・オプションを行使して本新株予約権を取得した上、当社にとってより有利な条件による資金調達を行う予定であります。

7. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

(1)	名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2)	所 在 地	Level2, No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000
(3)	代表者の役職・氏名	会長 H.K. マッキャン (H.K. McCann) CEO N.W. ムーア (N.W. Moore)
(4)	事 業 内 容	商業銀行
(5)	資 本 金	614,560 百万円（連結）（平成 24 年 3 月 31 日現在）
(6)	設 立 年 月 日	1985 年 2 月 28 日
(7)	発 行 済 株 式 数	普通株式 339,533,999 株
(8)	決 算 期	3 月 31 日
(9)	従 業 員 数	14,202 人 （マッコーリーグループ）（平成 24 年 3 月 31 日現在）
(10)	主 要 取 引 先	個人及び法人
(11)	主 要 取 引 銀 行	—
(12)	大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係	
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。又、当社

	の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。又、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	2010年3月末	2011年3月末	2012年3月末
連 結 営 業 収 益	65,319 百万円	94,886 百万円	85,071 百万円
連 結 税 引 後 営 業 利 益	59,747 百万円	71,530 百万円	59,201 百万円
包 括 利 益	67,547 百万円	48,345 百万円	41,846 百万円
純 資 産	722,962 百万円	782,104 百万円	951,441 百万円
総 資 産	11,153,029 百万円	12,052,885 百万円	12,458,274 百万円
1株当たり連結税引後利益(円)	134.54	147.46	170.31
1株当たり配当金(円)	73.35	112.41	113.54
1株当たり純資産(円)	1,627.98	1,612.35	2,802.20

(注) 上記表の各円換算額については各決算日のA\$レートの仲値で換算し記載しております。

※ なお、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達が極めて厳しい状況にあるとの認識であります。当社グループが置かれた状況を勘案いたしますと、早期黒字化に向けた経営基盤の安定及び業容拡大が必要不可欠であり、これらに要する資金を機動的に調達できる手段として、新株予約権の第三者割当による資金調達が当社の企業価値向上に最も資するものと判断し、割当先を選定するため複数の投資家と交渉してまいりました。割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、当社と平成24年6月27日付アドバイザリー契約を締結しております株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリーより、平成24年6月にご紹介いただき、当社は、マッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の担当者との面談を通じて説明を行い、協議を重ねた結果、マッコーリー・バンク・リミテッドの投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につきマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で協議・交渉を行うこととなりました。

資金調達に関しては、種々の会社からご提案を頂いておりましたが、その内でマッコーリー・バンク・リミテッドからの提案を選出した理由は、当社の実績に対する評価のみならず、マッコーリー・バンク・リミテッドから提示された条件（コミットメント付きであり当社の行使指示により機動的な資金調達を行えること、又、同社は、その本拠地の豪州を含め、アジア、欧米における、ネットワークを通じて、当社の発展に寄与するような戦略的投資家紹介や営業支援の提供などの更なる関係強化が期待できる等）を考慮し、同社を割当予定先と選定することが、当社にも株主の皆様にとっても有利であると判断したことによるものであります。

(注) 1. マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本件第三者割当は、日本証券業協会会員であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）のあっせんを受け

て行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

2. 株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーは、当社とのアドバイザー契約締結にあたり、自己又は自己の役員等はこれまで直接的又は間接的に反社会的組織又はそれに類する組織に該当又は関与し、これを援助したことはないこと等を誓約しており、これらに反する事実が判明した場合、当社は当該契約を直ちに解除し、これをもって株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーは当社が被った損害を賠償することとしております。当社は、当該アドバイザー契約及び情報検索などによる独自調査を行った結果に基づきヴァーリック社が反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。

(3) 割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。又、本新株予約権のコミットメント条項付買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であり、又、譲渡が行われた場合、譲受人は本新株予約権のコミットメント条項付買取契約に定める一切の権利義務を承継する旨が定められる予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、適時適切に売却する予定です。

又、当社と割当予定先は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項まで、及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える部分に係る転換又は行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じる予定です。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等について、コミットメント条項付買取契約で合意する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、割当予定先の概要に記載の最近 3 年間の経営成績および財政状態について 2010 年から 2012 年の ANNUAL REPORT（貸借対照表の預金残高）を確認しており、払込みに要する財産の存在について、本日現在、確実なものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社および当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、又その予定もありません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先の株式を 100%所有するマッコーリー B.H. Pty Ltd. の所有者であるマッコーリーグループ・リミテッドは、マッコーリーグループの持ち株会社としてオーストラリア証券取引所 (ASX) に上場しており、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA (Australian Prudential Regulation Authority) の監督及び規制を受けております。又、マッコーリーグループは、金融サービス機構の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリーバンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコーリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。以上のような、

割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について、当社は担当者との面談によるヒアリング及び APRA ホームページ、マッコーリー・バンク・リミテッドのアンニュアルレポート等で確認しており、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。なお、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が、反社会勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 24 年 6 月 30 日現在）	
株式会社 C F キャピタル	29.31%
橋本 康弘	9.14%
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	1.52%
泉 辰男	1.32%
大和証券株式会社	0.88%
竹野 健一	0.84%
藤井 衛	0.80%
幸田 知也	0.59%
鈴木 正輝	0.51%
青柳 満喜	0.47%

- （注） 1. 募集前の持株比率は平成 24 年 6 月 30 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
2. 本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、本新株予約権の募集にかかる潜在株式を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりますが、仮に全部の本新株予約権を行使した場合の割当予定先の持株比率は 19.12%となります。

9. 今後の見通し

今般の第三者割当の方法による本新株予約権の募集が当期（平成 24 年 12 月期）の業績に与える影響は軽微であります。なお、前記「4. 調達する資金の具体的な使途および支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途を通じ、将来の業績に寄与するものと考えております。

（企業行動規範上の手続き）

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近 3 年間の業績（連結）

	平成 21 年 12 月期	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期
連 結 売 上 高	266 百万円	214 百万円	199 百万円
連 結 営 業 利 益	△626 百万円	△234 百万円	△195 百万円
連 結 経 常 利 益	△609 百万円	△257 百万円	△207 百万円
連 結 当 期 純 利 益	△615 百万円	△263 百万円	△184 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益	△3,492.60 円	△1,465.68 円	△917.12 円
1 株 当 たり 配 当 金	－円	－円	－円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	2,176.55 円	1,290.48 円	927.55 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 24 年 6 月 30 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	211,542 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	15,467 株	7.3%
下限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 21 年 12 月期	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期
始 値	8,790 円	6,850 円	9,190 円
高 値	12,000 円	21,300 円	10,550 円
安 値	5,620 円	5,430 円	4,980 円
終 値	6,450 円	9,120 円	5,300 円

(注) 1. 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 当社は、平成 24 年 7 月 1 日を効力発生日とし、1 株につき 100 株の割合をもって株式分割を行っております。上記表中の株価は、当該株式分割前の株価を記載しております。

② 最近 6 か月間の状況

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
始 値	52 円	54 円	61 円	57 円	51 円	50 円
高 値	67 円	64 円	65 円	62 円	60 円	179 円
安 値	48 円	51 円	54 円	51 円	46 円	46 円
終 値	54 円	64 円	59 円	51 円	51 円	92 円

(注) 1. 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 当社は、平成 24 年 7 月 1 日を効力発生日とし、1 株につき 100 株の割合をもって株式分割を行っております。上記表中の株価は、当該株式分割前の株価に対し、分割後の調整がなされたものとして、1 月に遡及して記載しております。

③ 発行決議日における株価

	平成 24 年 7 月 27 日
始 値	77 円
高 値	79 円
安 値	75 円
終 値	78 円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第 4 回新株予約権の発行

発 行 期 日	平成 22 年 11 月 1 日
調 達 資 金 の 額	198,422,500 円（差引手取概算額）
発 行 価 額	新株予約権 1 個につき 2,800 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	180,542 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	26,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	206,542 株
割 当 先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

発行時における 当初の資金使途	① 新規サービス構築のための人件費 ② 新規サービス展開に係る営業経費 ③ DNA検査需要の増加に対応する為の検査機器の購入 ④ DNA検査需要の増加に対応する為の検査施設の増床
発行時における 支出予定時期	平成23年1月頃～平成24年6月頃
現時点における 充 当 状 況	① 新規サービス構築のための人件費 ② 新規サービス展開に係る営業経費 ③ DNA検査需要の増加に対応する為の検査機器の購入 ④ DNA検査需要の増加に対応する為の検査施設の増床に充当いたしました。

11. 発行要項

株式会社メディビックグループ第5回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社メディビックグループ第5回新株予約権（第三者割当）（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

平成24年8月13日

3. 割当日

平成24年8月13日

4. 払込期日

平成24年8月13日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式5,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

50,000個

8. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金100円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初78円とする。但し、行使価額は第10項に定めるところにより修正され、又第11項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

行使価額は、行使日以降、各修正日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。さらに、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとする。

本発行要項において、「行使日」とは、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「取引所」とは、株式会社東京証券取引所の開設する東証マザーズをいう。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、又、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。又、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成24年8月14日から平成26年8月13日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が55円（以下「下限価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回る場合は、当該本新株予約権の行使はできない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の

翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり100円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり100円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して55円を下回った場合、又は10取引日連続して当社普通株式の1日当たりの取引所における平均売買出来高が、平成24年7月27日に先立つ10取引日間における発行会社株式の1日当たりの取引所における平均売買出来高の50%を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個当たり100円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

(4) 本発行要項のいかなる条項にかかわらず、本新株予約権の行使の結果、当社が総額500,000,000円を受領した場合、本新株予約権者は、本新株予約権を取得し、買取り又は行使するいかなる義務も負わないものとする。その場合、当社は、5取引日以内に本新株予約権1個当たり100円の価額で本新株予約権者から残存する本新株予約権を取得するものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション及び行使指定権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載する金額とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成24年7月27日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額とした。

19. 行使請求受付場所

株式会社メディビックグループ 管理本部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋駅前支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. その他

(1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2)本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(3)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上